

令和6年3月25日

マンションストック長寿命化等モデル事業に関する
普及・広報を実施する者の審査結果について

国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）

次のとおり、マンションストック長寿命化等モデル事業に関する普及・広報事業を実施する者を選定しましたので報告します。

<募集期間>

令和6年2月28日～令和6年3月13日

<審査基準>

提案について、以下の観点から審査を行い、予算の範囲内で採択を決定。

(1) 技術能力に関する要件

本事業や、本事業において過去に採択されたモデル的な取組みについて普及・広報を行う能力を有すること。

(2) 公平性及び中立性に関する要件

業として、住宅を設計し若しくは販売し住宅の販売を代理し若しくは媒介し、又は住宅の建設工事を請け負う者に支配されていないこと。

業務によって得た情報により、新たな営利を得るものではないこと。

(3) 守秘性に関する要件

知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活用を行わないこと。

(4) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

<選定した事業者>

○マンションストック長寿命化等モデル事業に関する普及・広報を行う事業

提案者：1者（一般社団法人 マンション再生協会）

選定：一般社団法人 マンション再生協会